

## 微量PCB汚染絶縁油の無害化処理に関してよくあるご質問

### Q 1. いつから処理できるのか

A. 平成 23 年 10 月 5 日に微量 PCB 汚染絶縁油を受入（タンクローリー 2 台、25kl）し、翌 6 日から無害化処理を開始しています。

なお、無害化処理の受付については窓口を東京パワーテクノロジー(株)として、9 月 1 日から開始しています。当社 HP の微量 PCB 専用ページからリンクしています。

### Q 2. 処理可能なものは何か。

A. 当社で処理可能なものは、都内で使用・保管されている微量 PCB 汚染絶縁油のみです。

高濃度の PCB 油や電気機器本体（筐体）などは認定対象外となり処理できません。

なお、認定証には微量 PCB 汚染物も処理対象に含まれているが、これは、当社が微量 PCB 汚染絶縁油を処理していく際に、メンテナンス等で発生するウエス（微量 PCB 汚染絶縁油が付着したもの）等の運転廃棄物を指しており、一般事業者からの汚染物は対象になっていません。

### Q 3. 微量 PCB 汚染絶縁油の濃度制限はあるか

A. 当社で受入するものは PCB 濃度 100mg/kg (=ppm) 以下の絶縁油としています。

### Q 4. 微量 PCB 汚染機器を持っているが処理してほしい

A. 当社が無害化処理認定において処理対象物として認定されたものは微量 PCB 汚染絶縁油（と当社の運転によって発生するウエス等の運転廃棄物）のみです。絶縁油の処理は可能ですが、機器本体を含めた処理は認定範囲外となるので当社ではできません。

### Q 5. 機器本体（筐体）の取り扱いをどうすればよいか

A. トランス等大型機器の本体（筐体）については、現在、処理方法について国が検討を開始していますが、現時点で具体的な方法は決まっておらず、処理可能な施設もありません。本体については、当面保管を継続していただくこ

とになります。

なお、小型のコンデンサ（50L以下のポリ容器に入るもので25kg以下）については、（財）愛媛県廃棄物処理センターが、機器重量1t以下のトランス類については、北九州の光和精鉱株式会社が処理対象物として認定を受けていますので、そちらへお問い合わせ下さい。

（財）愛媛県廃棄物処理センター 089-912-2355

光和精鉱（株） 093-872-5155

Q6. 都外の微量PCB汚染絶縁油は処理してもらえるのか

A. 大変申し訳ありませんが、TRPでは、都内で使用・保管されている微量PCB汚染絶縁油を処理することとしており、他道府県で保管されている分は、当面処理することができません。

Q7. 処理単価はいくらか

A. 処理費用は、抜油、ローリー積み替え、運搬、無害化処理費用の合計となりますが、設置状況もしくは保管状況により、費用は大きく異なりますので、現地調査を実施したうえで、お見積り書として提示いたします。

Q8. 処理の手続き等よくわからないのだが

A. 無害化処理の受付は東京パワーテクノロジー(株)を窓口としています。

当社HPから窓口を案内していますので、ご確認願います。

なお、微量PCBの処理については手続きが難しいところがありますので、ワンストップサービスを提供しています。

ワンストップサービスとは、お電話一本でお客様のところに伺い、微量PCB機器か否かの判断のための分析、電気機器からの抜油、ローリーへの積み替え、運搬、処理に至るまで手続き・作業をサポートするものです。

受付窓口と同様、東京パワーテクノロジー(株)がサービスを提供いたしますので、処理受付の際にご用命頂ければと思います。

以上